地方自治法(昭和22年4月17日法律第67号)第234条第2項、地方自治法施行令(昭和22年5月3日政令第16号)第167条の2第1項第5号及び横浜市契約事務委任規則第4条第4項第2号により次のとおり随意契約を締結したので、その概要を公表します。

令和4年9月6日

横浜市契約事務受任者 こども青少年局長 吉川 直友

1 契約の概要

- (1) 低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金システム構築等業務 委託
- (2) 低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金業務等委託
- 2 履行(納品)場所
- (1) こども青少年局こども家庭課及び受託社内
- (2) こども青少年局こども家庭課及び受託社内
- 3 契約日
- (1)令和4年6月7日(業務指示書による発注要請の日)
- (2) 令和4年5月23日(業務指示書による発注要請の日)
- 4 履行日又は履行期間
- (1) 令和4年6月7日から令和5年3月31日
- (2) 令和4年5月25日から令和5年3月31日
- 5 契約金額
- (1) 38,798,650 円
- (2) 86, 350, 000 円
- 6 契約の相手方(名称及び所在)
- (1) 日本電気株式会社 神奈川支社 横浜市西区みなとみらい2丁目3番5号
- (2) 東京ソフト株式会社東京都品川区南品川2-2-7 南品川Jビル4階
- 7 当該随意契約を行わざるを得なかった理由

低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金の支給を非常に短い期間で実行しなければならず、通常の契約手続きを実施する暇がなく、至急の事務においても適正かつ正確な業務を遂行するために、既に本市で同様の業務実績のある事業

者と緊急契約を結ばざるを得なかったため。

8 契約の相手方の選定理由

(1) 日本電気株式会社 神奈川支社

契約相手方は、昨年度の「低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金(ひとり親世帯分)システム構築等業務委託」の受託者であり、福祉保健システムの開発者です。当該業者以外のものから役務調達をした場合、委託業者は本委託内容だけでなくシステム化されている箇所を含む業務知識やシステム全体の既存資産・関連性を理解した上で作業を行う必要があり、大幅な時間的損失と費用の増大及び知識の欠如による将来的な開発・改修の際に、不測のシステム障害へのリスクを高めるものとなります。

以上のことから、今回の作業においても迅速かつ適切な対応が可能である唯一の事業者と判断できる当該事業者に委託業務の発注を行いました。

(2) 東京ソフト株式会社

契約相手方は、こども青少年局こども家庭課が所管する「児童手当業務等委託」の受託事業者であり、かつ昨年度の「低所得の子育て世帯生活支援特別給付金(ひとり親世帯分)業務委託」の受託者です。

給付金の支給及び申請書の受付開始まで緊急を要する中、昨年度に引き続き事務 処理センター及びコールセンターを設置し、対応窓口を至急用意する必要があった ことから、今回の作業においても迅速かつ適切な対応が可能である唯一の事業者と 判断できる当該事業者に委託業務の発注を行いました。

9 所管課

こども青少年局こども家庭課